

財 関 第 614 号
令和 3 年 8 月 13 日

各 稅 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 阪田 渉

水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する取扱いについて
の一部改正について

水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する取扱いについて（平成 28 年 4 月 8 日財関第 468 号）の一部を下記のとおり改正し、令和 3 年 8 月 14 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する取扱いについて（平成 28 年 4 月 8 日財関第 468 号）の一部を次のように改正する。

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。